

### 第35回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成26年4月10日(木) 午後2時より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3 | 報第55号  | 農業生産法人の報告等について                            |
| 日程第 4 | 議第216号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 5 | 議第217号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 6 | 議第218号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第219号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について                 |
| 日程第 8 | 議第220号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                     |
| 日程第 9 | 議第221号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |

○本日会議に出席した委員（議席順）

木本新一、下田正克、加藤貢、中谷ちづえ、田口康慈、矢筈原実、牛丸與土継、中井作良、向田誠、大下賢芳、酒井進、新井修、川原靖司、下田初秋、西倉和一郎、福野幸夫、鈴木良一、平岡誠治、小林達樹、田中正躬、大森治良、田中良知、足立正孝、橋下甚一、杉本健三、蓑谷良孝、橋場茂子、大下康雄、塚腰一司、桜本博幸、藤井和豊、本林正樹、天野克宏、鴻巣明久、石垣辰巳

○本日会議に欠席した委員

大下宣夫

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美  
林務課長 藤下定幸  
畜産課長 丸山浩一  
農地相談員 大平茂

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫  
事務局次長 林篤志  
振興主事 中田義博  
農地主事 清水一徳  
書記 山内一弘、脇坂光生、宮垣津弘、武川尚、荒木順吉、松林彰、大江泰一郎、柚原克彦、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理 ただいまより第35回高山市農業委員会を開催いたします。  
本日、議席番号 12番 大下宣夫 委員から欠席の報告がありましたのでよろしくお願いします。

なお、本日出席委員は 36名中 35名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、議長より挨拶を願います。

議長 山にはこぶしの花が咲き、4月に入り春めいてきており農作業も本格的に始まり大変忙しい時期となりました。

去る、3月28日県農業会議の総会に参加いたしました。そんな中、全国農業会議所より、国会の報告中、中間管理機構についての付帯決議での国会議員やアドバイザーの意見では、規制改革は、現場に合った形で推進すべきであり、ワーキンググループの会議が現場とかけ離れている。と国会議員側が認識している。

6月に最終結論が出てまいります。農業委員・JA・生産法人についても改革案がだされます。

TPP問題にしても、現場とかけ離れています。オーストラリアとのEPA交渉では、牛肉が関税ダウンとなるなど、農業には風が強く吹いています。一年間穏やかな年であることを願うものです。本日も、難しい議案も多く皆様方の活発なご意見をいただきたいと思えます。

任期もあと少しとなりましたが、健康に留意されてのご活躍をお願いします。

職務代理 ありがとうございます。  
それでは日程に従いただいまから議事に移ります。  
進行は議長が務めます。

議長 議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。

(憲章朗唱)

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 8番 中井作良 委員と、9番 向田誠 委員を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第55号 農業生産法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清水農地 主 事 それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。  
今回は45法人のうち4法人についての報告となります。

農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

1番 清見町池本にあります有限会社の法人は、認定農業者でもあり、畑3.0haを経営しトマト、トウモロコシ、菌床椎茸の栽培販売を行っています。

2番 奥飛騨温泉郷栃尾にあります有限会社は、認定農業者でもあり、田0.3ha、畑0.8haで計1.1haをドラゴンフルーツ、アセロラを栽培・販売をしております。

3番 清見町三ツ谷にあります有限会社の法人は認定農業者でもあり、田1.0ha、畑0.2haで計1.2haを経営耕作し、水

稲、トマト栽培の他、肉用牛を102頭 肥育をしております。

4番 冬頭町にあります株式会社の法人は認定農業者でもあり、田0.3haを経営し、菌床椎茸の栽培・販売をしています。

以上ご報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

それでは続いて、日程第4 議第216号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

船坂書記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますのでご了承願います。

本日は、9件の上程となります。

1番は、上切町地内の案件になります。受人は申請地北側に隣接する田2筆919㎡を所有しており、田3筆869.34㎡を経営規模拡大のため取得するものです。受人の耕作面積は5,273㎡で、作付けについては水稻を予定しております。

2番は、下切町地内の案件になります。田2筆381㎡を経営規模拡大のため取得するものです。受人の耕作面積は9,548㎡で、作付けについては緑肥用茅を予定しております。受人は昨年、解除条件付で農地を借り受けてカブ栽培を行っており、今年2月の実績報告により適正に営農されていることを確認しております。今後、法人を立ち上げ生産法人として認定を受けて経営規模拡大により高山産として無農薬野菜の加工・販売を目指す予定です。

3番は、漆垣内町地内の案件になります。受人は申請地に隣接して農地1,173㎡を所有しており、田、畑合わせて2筆48.61㎡を隣地取得し一体利用するものです。受人の耕作面積は23,469㎡で、作付けについては水稻を予定しております。

4番は、丹生川町町方地内の案件になります。この案件は2月10日開催の第32回農業委員会において買受適格証明を行ったもので、公売による売却決定を受け、田1筆1,801㎡を経営

規模拡大のため取得するものです。受人の耕作面積は6, 145 m<sup>2</sup>で、作付けについては水稲を予定しております。

5番は、丹生川町新張地内の案件になります。田4筆10, 609 m<sup>2</sup>を親から子へ贈与するものです。受人の耕作面積は43, 960 m<sup>2</sup>で、作付けについては水稲を予定しております。

6番は、清見町三ツ谷地内の案件になります。田2筆3, 236 m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため取得するものです。受人の耕作面積は12, 702 m<sup>2</sup>で、作付けについては水稲を予定しております。

7番は、清見町池本地内の案件になります。貸人は農業者年金特定処分対象農地を合意解約し、その一部を分家住宅に転用したことに伴い、転用面積を除いた田、畑17筆18, 106 m<sup>2</sup>を親から子へ経営移譲のやり直しのため使用貸借権を設定するものです。借人の耕作面積は22, 876 m<sup>2</sup>で、作付けについては水稲、施設園芸を予定しております。

8番は、久々野町無数河地内の案件になります。受人は申請地の周囲に農地を所有しており、田1筆423 m<sup>2</sup>を隣地取得するものです。受人の耕作面積は3, 311 m<sup>2</sup>で、作付けについては水稲を予定しております。

9番は、国府町三日町、蓑輪地内の案件になります。田、畑7筆4, 521 m<sup>2</sup>を父から子へ経営移譲のため使用貸借権を設定するものです。借人の耕作面積は5, 898 m<sup>2</sup>で、作付けについては水稲、露地野菜を予定しております。

以上 9件、田31筆、畑8筆、合わせて39筆、39, 994. 95 m<sup>2</sup>について、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可について、許可することと決定いたします。

議長 続きまして、日程第5 議第217号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は7件の上程となります。

1番は、冬頭町地内の案件になります。田2筆824㎡を賃貸アパートとして転用するもので、1筆に建築面積約227㎡、2階建て8部屋の賃貸アパートと、1筆には付随する16台分の駐車場が計画されています。

2番は、三福寺町地内の案件になります。田1筆604㎡の内450㎡を一般個人住宅として転用するもので、建築面積約62㎡の2階建て住宅を計画しています。

3番は、桐生町5丁目地内の案件になります。田3筆1,654㎡を貸駐車場および一部申請者の住宅敷地として転用するものです。すでに住宅敷地の一部として、また、駐車場敷地の埋立て整地を行っており、追認を求める案件になります。始末書も添付されています。なお、貸駐車場は29台分が計画され、周辺住民の駐車場、および、後ほどご審議いただく5条7番の宅地分譲による駐車場として利用するものです。

4番は、丹生川町坊方地内の案件になります。畑1筆126㎡を住宅の進入路および倉庫敷地として転用するものです。これまで農業用資材倉庫(49㎡)として利用しておりましたが、現住宅の老朽化に伴い取り壊しと住宅新築をするに当たり、幅員3.5mの住宅進入路および宅地の一体利用を行うものです。

5番は、丹生川町新張地内の案件になります。農振農用地である田1筆1,011㎡を農地の嵩上げを目的として許可より3年間の一時転用を行うものです。隣接する所有農地と同じ高さにし作業の効率化を図るもので、公共工事等による残土を利用し1.

3 mの嵩上げを計画しています。なお、農地復元誓約書も添付されております。

6番は、久々野町久々野地内の案件になります。田、畑合わせて7筆6,087㎡を植林目的に転用するもので、申請地は山間にあり耕作困難であるため、杉やヒノキを植林し周辺の山林と一体管理をするものです。

7番は、久々野町久々野地内の案件になります。畑1筆158㎡を住宅敷地として転用するもので、かなり古い時期に土蔵として利用されており、追認を求めるものです。なお、始末書も添付されております。

以上、7件、田11筆、畑5筆、合わせて16筆、10,310㎡につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6 議第218号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は、12件の上程となります。

1番は、赤保木町地内の案件になります。田2筆合2,061㎡について、受人が分譲住宅として転用するもので、渡人はこれ



に応じるものです。道路および12区画を整備し、建売住宅として建築面積約62㎡の2階建て住宅を建築する計画です。

2番は、三福寺町地内の案件になります。田1筆1,185㎡について、受人が分譲住宅として転用するもので、渡人はこれに応じるものです。道路を挟み5区画を整備し、建売住宅として建築面積約69㎡の2階建て住宅をそれぞれ建築する計画です。

3番は、桐生町2丁目地内の案件になります。田5筆831.05㎡について、受人が宅地分譲として転用するもので、渡人8名はこれに応じるものです。道路および3区画の分譲を計画しております。

4～7番は関連がありますので一括説明いたします。桐生町5丁目地内の案件になります。4～6番はそれぞれの受人が農地の一部について住宅の庭として一体利用するため、田1筆356㎡の内、4番は55㎡、5番は139㎡、6番は40㎡を転用するものです。7番は、4～6番の残地を含めた田5筆1,536㎡について、受人が宅地分譲として転用するものです。6区画の分譲地と道路を計画しております。

8番は、丹生川町北方地内の案件になります。平成25年度の農振用途変更案件で、畑1筆9,445㎡について、借人が野菜や花きの種苗生産と販売を拡大するため育苗ハウス、作業棟として転用するものです。建築面積約389㎡の作業棟1棟と、約800㎡の栽培ハウス3棟を計画しております。

9番、10番は、関連がありますので一括説明いたします。荘川町野々俣地内の案件になります。9番は田1筆460㎡を、10番は田1筆82㎡を借人が資材置場として一時転用するもので、貸人2名はこれに応じるものです。借人は東海北陸自動車道の野々俣橋等工事に伴い、作業に必要な資機材置場として使用するもので、許可日より平成28年2月29日までの一時転用で、農地復元誓約書も添付されております。

11番は、一之宮町字砂畑地内の案件になります。田1筆595㎡について、受人が資材置場、駐車場として転用するもので、渡人はこれに応じるものです。受人は不動産業のほか、土木建築請負業も営んでおり、碎石や木材の置場、運搬車両の駐車場として利用するものです。

12番は、久々野町久々野地内の案件になります。畑1筆158㎡について、借人が農業用車庫、倉庫として転用するもので、

父から子へ使用貸借権を設定するものです。すでに農業用施設として利用しておりますが、経営移譲に伴い許可を申請したものです。

以上 12件、田19筆、畑2筆、合わせて21筆、16,587.05㎡について、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第219号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

船坂書記 本日は、7件の上程となります。

1～3番は、関連がありますので一括説明いたします。石浦町8丁目地内の案件になります。1～3番には3つの建物が存在しており、それぞれ宅地として地目認定を求めるものです。1番は田4筆739㎡について2筆は昭和52年頃、2筆は昭和49年7月、2番は田1筆114㎡について昭和52年頃、3番は田2筆85㎡について昭和年月日不詳として、建築年次がそれぞれ家屋登記簿に記載されており、宅地となってから20年以上経過していることを確認しております。

4番は、丹生川町白井地内の案件になります。申請人住宅の宅地に隣接する畑1筆805㎡について宅地として地目認定を求めるもので、すでに住宅の一部と倉庫が存在しており、昭和17年頃として、建築年次が家屋登記簿に記載されていることを確認しております。

5～7番は、関連がありますので一括説明いたします。朝日町甲地内の案件になります。現在も建物が存在しており、5番は田2筆792㎡、6番は田1筆42㎡、7番は田2筆380㎡について宅地として地目認定を求めるものです。いずれも平成2年頃より利用されており、旧朝日村のセンター設置及び管理に関する条例、土地所有者との土地貸借契約により確認をしております。

以上、7件について、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件について、意見なしといたします。

議 長 続きまして、日程第8 議第220号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

船坂書記 本日は、1件の上程となります。

1番は、千島町地内の案件になります。相続人は認定農業者で施設園芸（ほうれん草）、水稻の経営をしております。被相続人の所有農地のうち田8筆8,433㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、いずれも施設園芸、露地野菜として農地利用をしております、今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、承認といたします。

続きまして、日程第9 議第221号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

1～13番は委員案件でありますので該当委員には退室いただきます。酒井委員に退室願います。

(酒井委員退室)

議長 事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は46件の利用権設定、4件の所有権移転、併せて50件についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1～13番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1～13番について、農業生産法人で認定農業者ある借人は水稻、大麦の経営をしており、田、畑29筆32,632㎡を新規、更新1～10年の賃貸借権を設定し、水稻の生産を行うものです。

以上、1～13番につきまして、ご審議を願います。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1～13番について承認といたします。酒井委員には入室願います。

(酒井委員入室)

議長 引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、14番以降について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

船坂書記

それでは引き続き、14番以降のご説明をいたします。

14番について、認定農業者である借人は果樹（リンゴ、桃、ぶどう）の経営をしており、畑3筆5,950㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、果樹の生産を行うものです。

15番について、地域の担い手である借人は施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田1筆523㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲を生産するものです。

16番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田7筆4,886㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲を生産するものです。

17番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト、ほうれん草）、水稲の経営をしており、畑1筆1,564㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、施設園芸として利用するものです。

18～20番について、認定農業者である借人は施設園芸（メロン）、肉用牛（繁殖12頭）、水稲の経営をしており、田5筆4,634㎡を新規4～10年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

21～22番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、田7筆6,064㎡を新規6年の賃貸借権、使用貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

23番について、地域の担い手である借人は水稲の経営をしており、畑1筆1,557㎡を更新10年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲の生産を行うものです。

24番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）、肉用牛（繁殖22頭）、水稲の経営をしており、田3筆2,791㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

25番について、一般法人で認定農業者である借人は施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、畑2筆3,888㎡を新規6年の解除条件付き賃貸借権を設定し、施設園芸として利用するものです。

26番について、認定農業者である借人は水稲、露地野菜の経営をしており、田2筆2,492㎡を更新6年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲の生産を行うものです。

27番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）、水稲の経営をしており、田、畑2筆3，135㎡を更新1年の賃貸借権を設定し、施設園芸として利用するものです。

28番について、認定農業者である借人は施設園芸（ほうれん草）、露地野菜の経営をしており、田2筆8，701㎡を更新4年の賃貸借権を設定し、施設園芸として利用するものです。

29～31番について、農業生産法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田5筆5，187㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、そばを生産するものです。

32番について、農業生産法人で認定農業者である借人は肉用牛（肥育450頭）の経営をしており、田1筆1，565㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、水稲の生産をするものです。

33番について、借人は水稲の経営をしており、田3筆1，738㎡を新規3年の解除条件付き賃貸借権を設定し、水稲の生産をするものです。当該地は昨年耕作されず、土地所有者も今後耕作の意向がないことから、荒廃化の恐れのある農地を有効活用するものです。

34番について、認定農業者である借人は肉用牛（繁殖46頭）の経営をしており、田1筆2，178㎡を新規6年の使用貸借権を設定し、飼料稲を生産するものです。

35～37番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稲の経営をしており、田、畑6筆5，145㎡を新規6年の賃貸借権、使用貸借権を設定し、水稲の生産をするものです。

38番について、認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田2筆1，171㎡を更新10年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲の生産をするものです。

39番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）、水稲の経営をしており、田1筆3，963㎡を更新10年の賃貸借権を設定し、引き続きトマトの生産をするものです。

40～43番について、農地利用集積円滑化団体である借人は、円滑化事業に伴い農地所有者4名より委任を受け、田、畑9筆10，065㎡を新規6～9年の賃貸借権を設定するものです。

44番について、地域の担い手である借人は水稲、露地野菜の経営をしており、円滑化事業に伴い田2筆1，645㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

45番について、新規就農計画認定者である借人は施設園芸（トマト）の経営を行うため、畑1筆1,559㎡を新規9年の賃貸借権を設定し、トマトの生産を行うものです。

46番について、飛騨市の認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田6筆6,861㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

47番について、認定農業者である買い手は施設園芸（トマト、メロン）、水稲の経営をしており、田1筆1,616㎡を取得し、水稲を生産するものです。

48番について、認定農業者である買い手は施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、農振農用地である田1筆1,947㎡を取得し水稲を生産するものです。

49番について、農業生産法人で認定農業者である買い手は肉用牛（肥育360頭）の経営をしており、農振農用地である田1筆1,600㎡を取得し水稲を生産するものです。

50番について、認定農業者である買い手は施設園芸（トマト）、水稲育苗の経営をしており、農振農用地である田2筆1,338㎡を取得し水稲を生産するものです。

以上、14番以降、所有権移転4件を含む37件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

（異議なし）

議長 ご意見がございませんので、異議なしと認め農用地利用集積の決定について、14番以降については承認いたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

（発言なし）

それではこれもちまして、第35回高山市農業委員会を閉会  
いたします。ありがとうございました。

午後5時 終了



---

---

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

---

中井 作良 委員

---

向田 誠 委員

---